公益財団法人平塚市生きがい事業団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制　　定　平成２３年　１月２５日
最近改正　令和　７年　５月２３日

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人平塚市生きがい事業団（以下「事業団」という。）の定款第１６条及び第３５条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性及び透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

役員とは、理事及び監事をいう。

常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。

非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

評議員とは、定款第１３条の規定に基づき置かれる者をいう。

報酬等とは、その名称のいかんを問わず、公益認定法第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。

費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　事業団は、役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、平塚市の行政機関職員が役員の場合は支給しない。

２　常勤役員には月額の報酬を支給することができ、非常勤役員には理事会出席等、必要の都度、定額の報酬を支給することができる。

３　常勤役員には、毎年６月及び１２月に、役員賞与を支給することができる。

４　常勤役員には、役職手当を支給することができ、その額は、別表第１に定めるとおりとする。

５　役員には、退職手当は支給しない。

６　評議員には、定款第１６条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支給することができる。ただし、平塚市の行政機関職員が評議員の場合は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第４条　理事長及び常勤役員の報酬月額は、別表第１に定める額として、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

２　非常勤役員（監事を除く。）の報酬は、別表第２に定める定額とする。

３　監事の報酬は、別表第２のとおりとする。

４　常勤の理事の役員賞与は、別表第３のとおりとし、理事長は、理事会の承認を得て、決定するものとする。

５　評議員の報酬等は、別表第４に定める定額とする。

（報酬の支給日）

第５条　理事長及び常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は、事業団職員就業規則を準用するものとする。

２　非常勤役員の報酬は、理事会出席等、必要の都度、支給するものとする。

３　評議員の報酬は、評議員会出席等、必要の都度、支給するものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　報酬等は、現金で本人に支給する。この場合において、本人の指定する本人名義の金融機関

口座に報酬等を振り込むことができる。
２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
（費　用）
第７条　事業団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
２　費用の額は、別表第５に定めるところにより予算の範囲内において支給する。
３　常勤役員には、通勤に要する費用として通勤費を支給し、その計算方法は、事業団職員就業規則を準用するものとする。
（社会保険等の適用）
第８条　常勤役員については、次の法律に基づく措置をとるものとする。
厚生年金保険法
健康保険法
労働者災害補償保険法
（勤務条件）
第９条　常勤理事の勤務日及び勤務時間については理事長が別に定め、その他の勤務条件については事業団職員に準ずる。

（公　表）
第１０条　事業団は、この規程をもって、公益認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。
（改　廃）
第１１条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。
（補　則）
第１２条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則
この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　則
（施行期日）
この規程は、令和３年４月１日から遡及する。

附　則
（施行期日）
この規程は、令和７年４月１日から遡及する。

別表第１　理事長及び常勤役員の報酬月額

役職名	報　　酬　　額	
理事長	月額	５万円以内で理事長が定めた額
常勤理事	月額	３５万円以内で理事長が定めた額

		役職手当は報酬月額の１３％とする

別表第２　非常勤役員の報酬

役職名	報　　酬　　額	
理　事	理事会等出席の都度１回につき	７，５００円
監　事	理事会及び評議員会等出席、決算監査の都度１回につき	７，５００円

別表第３　常勤役員の賞与（期末手当）

役職名	報　　酬　　額
常勤理事	報酬月額　×　３．０ヶ月以内

別表第４　評議員の報酬

役職名	報酬額	
評議員	評議員会等出席の都度１回につき	７，５００円

別表第５　費用の額

交通費	職員就業規則を準用する。
その他	実費